

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』について

令和2年5月22日

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるアルバイト収入の減少などにより学生生活の継続に支障をきたす学生等を緊急に支援するため、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』事業が創設されました。(令和2年5月19日閣議決定)

この事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるアルバイト収入の減少などにより学生生活の継続に支障をきたす学生等を対象に、緊急で現金給付の支援を行うものです。

【対象学生】

家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生で、今回の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で当該アルバイト収入が大幅に減少し、修学の継続が困難になっているもの

【給付額】

住民税非課税世帯の学生 20万円

上記以外の学生 10万円

【申請方法等】

現在、本学では、申請のための準備を行っています。詳細につきましては、準備が整い次第、HP及びメールでお知らせします。なお、給付金を受給できる方は、支給要件を満たした方であり、受給できる人数の枠もありますので、申請されたすべて方が受給できるものではないことをご了承ください。

支援の対象となる要件や支援額等、制度の具体的内容等については、下記の文部科学省のサイトをご確認ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html

お問い合わせ先

倉敷市立短期大学 学生部 TEL 086-473-1860